（本店移転の登記）

第六十五条　［略］

［２・３　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

（登記記録の閉鎖等）

第八十条　次に掲げる登記は、登記記録区にしなければならない。

一　本店を登記所の管轄区域外に移転した場合において、当該本店の旧所在地においてする移転の登記

［号を削る。］

二　［略］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

２　［略］

第八十一条　［略］

［２・３　略］

［項を削る。］

４　第四十五条後段の規定は、前項の規定により登記記録を復活する場合について準用する。

（準用規定）

第八十九条　第六十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。

（登記の抹消）

第百条　［略］

２　法第百三十七条の規定によつて登記の抹消をする場合には、その旨をも記録しなければならない。

３　［略］

（本店移転の登記）

第六十五条　［同上］

［２・３　同上］

４　第二項に規定する登記をする場合において、当該登記が新所在地において登記がされている会社に関するものであるときは、新所在地におけるその会社の登記記録は、閉鎖しなければならない。

５　本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合において、旧所在地を管轄する登記所において移転の登記をしたとき（当該登記所の管轄区域内に支店があるときに限る。）は、その商号、本店、支店（当該管轄区域内にあるものに限る。）及び会社成立の年月日の登記並びに登記記録区にされた登記以外の登記事項に抹消する記号を記録しなければならない。

（登記記録の閉鎖等）

第八十条　次に掲げる登記は、登記記録区にしなければならない。

一　本店又は支店を登記所の管轄区域外に移転した場合において、当該本店又は支店の旧所在地においてする移転の登記（登記所の管轄区域内に本店又は他の支店がある場合を除く。）

二　支店を廃止した場合において、当該支店の旧所在地においてする廃止の登記（登記所の管轄区域内に本店又は他の支店がある場合を除く。）

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

２　［同上］

第八十一条　［同上］

［２・３　同上］

４　第一項又は第三項の規定により登記記録を閉鎖し、又は復活したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

５　前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記記録を閉鎖し、又は復活しなければならない。

６　第四十五条後段の規定は、第三項又は前項の規定により登記記録を復活する場合について準用する。

（準用規定）

第八十九条　第六十二条から第六十四条まで、第六十五条第一項及び第三項から第五項まで、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第六号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第三号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。

（登記の抹消）

第百条　［同上］

２　法第百三十七条又は法第百三十八条第三項の規定によつて登記の抹消をする場合には、その旨をも記録しなければならない。

３　［同上］